

# 大府市脱炭素経営ステップアッププログラム業務委託に係る

## 公募型プロポーザル実施要領

大府市内中小企業等を対象とした脱炭素経営支援業務委託に係る受託者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

### 1 業務の目的

本市における温室効果ガス排出量の約7割を占める産業部門での温室効果ガス排出量削減の取り組みは、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、大きな鍵となる。本事業では、製造業をはじめとした市内中小企業等における脱炭素化を推進することを目的とし、受講者の脱炭素経営に関する知識の習得と脱炭素事業計画の作成及び脱炭素経営の自走へのきっかけづくりの支援を行う。

### 2 業務概要

#### (1) 名称

大府市脱炭素経営ステップアッププログラム業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「大府市脱炭素経営ステップアッププログラム業務委託に係る仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

#### (4) 提案上限額

金2,331,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※提案の内容に関わらず、上限額を超える提案は受け付けない。

### 3 プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

2050年カーボンニュートラルの動きが加速する中、事業者を取り巻く状況は年々変化している。本市においてはカーボンニュートラルに向けて取組みを加速している製造業、特に自動車関連の中小企業が多く、支援にあたっては年々変化する事業者の状況をよく理解し、ニーズを的確に踏まえた設計を行う必要がある。

そこで、プロポーザル方式により、事業者の動向や状況をよく理解し、課題解決のための創造性や技術力に優れた業者を選定する。

### 4 プロポーザルの参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6・7 年度分の大府市の入札参加資格を有する者で、かつ、令和 8・9 年度大府市入札参加資格審査の申請をしている者であること。なお、本プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングの日までに、大府市の入札参加資格を有する必要がある。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の提出日に大府市不正契約者等指名停止取扱要領に基づく指名停止又は指名見合わせの措置を受けていない者であること。
- (4) 大府市税を滞納していない者であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

## 5 選定日程

日程	内容
令和 8 年 2 月 24 日（火）	プロポーザル実施公告・プロポーザル実施要領等の配付
同日	提出書類等に関する質疑書の受付開始
令和 8 年 3 月 3 日（火）	提出書類に関する質疑書の受付期限
令和 8 年 3 月 10 日（火）	提出書類に関する質疑書に対する回答
令和 8 年 3 月 17 日（火）	参加表明書等（※ 1）の提出期限
令和 8 年 3 月 31 日（火）	企画提案書等（※ 2）の提出期限、辞退届の提出期限
令和 8 年 4 月 7 日（火）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施 プロポーザル審査委員会での審査・優先交渉権者の選定
令和 8 年 4 月 21 日（火）	大府市指名資格審査委員会での優先交渉権者の決定
令和 8 年 4 月下旬	契約条件の成立、委託契約の締結

※ 1 「参加表明書等」とは、「6(2) 参加表明書等の提出」に示すものをいう。

※ 2 「企画提案書等」とは、「6(3) 企画提案書等の提出」に示すものをいう。

## 6 応募手続き等

### (1) 提出書類に関する質疑書の受付

提出期限	令和8年3月3日（火）午後5時まで
提出要領	「提出書類に関する質疑書【様式10】」に質疑を記入し、事務局に電子メールで送信すること。送信後に電話で着信確認を行うこと。
メールタイトル	大府市脱炭素経営ステップアッププログラム業務委託に関する質疑書（事業所名）
回答方法	令和8年3月10日（火）午後5時までに、電子メールで質疑者全員に回答するとともに、市公式ウェブサイトに回答書を掲載する。なお、質疑が無かった場合は、市公式ウェブサイトに掲載しない。

### (2) 参加表明書等の提出

提出期限	令和8年3月17日（火）午後5時まで
提出要領	参加表明者は、参加表明書等を電子メールにより事務局に提出すること。なお、提出する際は、提出書類をPDF形式にワンファイル化のうえで送信し、電話による着信確認を行うこと。
提出書類	① 参加表明書【様式1】 ② 会社概要書【様式2】 ③ 業務実績書【様式3】 ④ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書 ※提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。
その他	・パワーポイント等映像資料を用いてプレゼンテーションを行う場合は、参加表明書の提出期限までにその旨を申し出ること。 ・期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は、受け付けない。 ・提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

### (3) 企画提案書等の提出

提出期限	令和8年3月31日（火）午後5時まで
提出要領	参加表明者は企画提案書等を郵送（書留又は簡易書留に限る。期限までに必着のこと。）又は持参により事務局に提出すること。 ※持参する場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。なお、電子メール、FAXによる提出は認めない。
提出書類	① 企画提案書（表紙：【様式4】、本文：任意様式） 〈企画提案書に含める項目〉 （7）業務の受託実績 本業務と類似の業務に関する他行政機関・事業者での受託・履行実績

	<p>(イ) 業務工程表</p> <p>(ウ) 本業務に対する企画提案 ※提案は1社につき、1案に限る。</p> <p>(エ) 業務責任者及び主任担当者の所属、氏名、脱炭素経営推進に関する業務の経験年数、これまでの担当業務、取得資格等</p> <p>② 業務の一部を再委託する予定がある場合は、再委託を予定する業者名及び再委託する業務の内容</p> <p>③ 業務責任者調書【様式5】</p> <p>④ 業務従事者配置調書【様式6】</p> <p>⑤ 見積書</p> <p>⑥健康経営優良法人認定（当該年度）の取得を証明する書類（写）</p> <p>⑦女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証（あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等）の取得を証明する書類（写）</p> <p>⑧プレゼンテーションで使用する映像資料等</p> <p>※提案書は、A4判で作成すること。ただし、図表等はA3版を使用することも可能とするが、A4サイズに織り込むこと。</p> <p>※⑥及び⑦は、取得している場合に提出すること。</p> <p>※⑧の内、液晶ディスプレイに表示する電子データは、CD-R（1枚）又はUSBメモリ（1個）いずれかの方法で提出すること。また、提出する電子データは、パワーポイント、エクセル、ワード又はPDFのいずれかの形式に限る。</p>
提出部数	正本（1部）、副本（4部）※⑧の電子データを除く。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかに該当する場合は当該参加表明者を失格とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合</li> <li>b 提出書類に虚偽の記載があった場合</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 辞退届の提出（参加表明者が辞退する場合のみ）

提出期限	令和8年3月31日（火）午後5時まで
提出要領	<p>参加表明者が辞退届【様式9】を作成し、郵送（書留に限る。期限までに必着のこと。）又は持参により事務局に提出すること。</p> <p>※持参する場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。</p> <p>※電子メール、FAXによる提出は認めない。</p>
その他	辞退の撤回はできない。

## 7 企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者にプレゼンテーションを求めるとともにプロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。

(1) 実施時期

令和8年4月7日（火）

※時間等の詳細は、企画提案書等の提出期限後に別途通知する。

(2) 実施要領

- ① プレゼンテーションの方法は、提案者の任意とする。また、液晶ディスプレイ(60インチ)及びノートパソコンは市が用意するが、その他提案に必要な資機材は、提案者が用意すること。
- ② 時間は、30分以内とし、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリング（質問及び回答時間）を10分以内の予定とする。なお、準備時間は、発表前に別に10分程度設ける。
- ③ 参加者は3名以内とする。ただし、業務従事予定者が1名以上参加すること。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは原則、非公開とする。

## 8 優先交渉権者の選定に関する審査基準

- (1) 企画提案内容を次に記載する4つの審査項目で評価し、審査項目ごとの評価点数の合計点数(加点項目を含む。)で競う「総合評価方式」により行う。
- (2) 総合評価点は、配点に審査員数を乗じて算出する(400点満点)。
- (3) 総合評価点の基準点は6割とし、基準点を超える者で加点項目の点数を加えた合計点数(402点満点)が最高点数の者を優先交渉権者として選定する。
- (4) 最高点数が同点で2者以上ある場合は、審査項目3「企画提案に対する評価」の点数が高かった者を優先交渉権者として選定する。
- (5) 参加表明者が1者である場合は、大府市プロポーザル方式等実施要綱第7条第3項の規定にかかわらず審査を実施し、本事業の委託先として適当であると認めた場合(基準点以上の場合)は、その者を優先交渉権者として選定する。
- (6) 本プロポーザルにおける審査は、大府市プロポーザル方式等実施要綱第8条の規定に基づきプロポーザル審査委員会において行い、その結果を踏まえ大府市指名資格審査会において決定する。
- (7) プロポーザル審査委員会の委員は、次に記載のとおりとする。

職名	備考
市民協働部 環境課長	委員長
企画政策部 企画広報戦略課長	
企画政策部 財務政策課長	
産業振興部 商工業ウェルネスバレー推進課長	

- (8) 審査項目ごとの評価点数は次のとおりとする。

審査項目		全体に占める割合	評価基準
1	事業者業務経歴	10/100	別紙1参照
2	事業に携わる実施体制	15/100	
3	企画提案に対する評価	70/100	
4	令和8年度見積金額	5/100	

(9) 加点項目として、以下の社会貢献度に関する事項に該当する場合には加点する。

審査項目（加点項目）	配点（有の場合）
1 健康経営優良法人の認定の有無	1点
2 女性活躍に関する都道府県等からの公的機関の認証の有無（あいち女性輝きカンパニー認証制度の認証等）	1点
合計	2点

## 9 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和8年4月下旬に書面【様式7】又は【様式8】とともに電子メールでも通知する。
- (2) 受託候補者として選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に限り、書面により、企画提案書を採用しなかった理由についての説明を求めることができる。
- (3) 本市は、企画提案書を採用しなかった理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

## 10 追加提案企画

市が示す仕様書に記載してある内容以外に、本業務の趣旨や目的に合致し、追加で実施したい事業があれば積極的に提案すること。ただし、追加提案企画の実施については、市と協議のうえ決定する。

## 11 その他留意事項

- (1) 応募手続き、プレゼンテーション及びヒアリング等、提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者への返却及び無断利用は行わない。ただし、USBメモリはプレゼンテーション終了後に提案者へ返却する。
- (3) 本提案の審査は、優先交渉権者の選定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際は改めて協議・調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。
- (4) 情報公開請求があった場合は、公募型プロポーザル方式による受託候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、個人情報の保護に関する法律に基づき情報公開及び情報提供するものとする。

## 12 プロポーザルに関する事務局等

本業務委託に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

事務局	
所属	大府市 市民協働部 環境課環境政策係
住所	〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
電話	0562-85-5335
電子メール	kankyo@city.obu.lg.jp
ウェブサイト	<a href="https://www.city.obu.aichi.jp/shisei/information/soshiki/1002360/1002364.html">https://www.city.obu.aichi.jp/shisei/information/soshiki/1002360/1002364.html</a>

【別紙 1】

大府市脱炭素経営ステップアッププログラム業務委託に係るプロポーザル審査基準

評価項目	評価のポイント		評価基準点
		判定基準	
1 事業者業務経歴	類似業務の実績(実績の有無、件数など)	過去5年間で他の行政機関又は事業者が発注の中小企業の脱炭素経営推進に関する業務実績がある。	4件以上(5) 3件(3) 2件(2) 1件以下(0)
	地域実績	愛知県内において、過去5年間で脱炭素経営推進に関する業務実績がある。	4件以上(5) 3件(3) 2件(2) 1件以下(0)
	小計(10点満点)		
2 実施体制	業務責任者	中小企業の脱炭素経営推進に関する業務経験がある。	5年以上(5) 3年以上5年未満(3) 1年以上3年未満(2) 1年未満(0)
	主任担当者	中小企業の脱炭素経営推進に関する業務経験がある	5年以上(5) 3年以上5年未満(3) 1年以上3年未満(2) 1年未満(0)
	業務責任者等の能力	業務責任者及び主任担当者が以下のいずれかの資格を有していること。 技術士(環境部門)、エネルギー管理士、中小企業診断士、電気主任技術者(第1種~第3種)、又は環境学の博士課程修了の資格	2名ともいずれかの資格保有(5) 1名がいずれかの資格保有(3) 資格未保有(0)
	小計(15点満点)		

	評価項目	評価事項	評価基準点					備考	
			10	8	6	4	2~0		
3 企画提案に対する評価	1	本業務の検証について	本業務の実施における課題の整理及びその対策が検討できているか	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確	
	2		事業終了後にも受講者による脱炭素経営の自走が期待できる内容になっているか	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確	
	3	業務立案について	参加企業のレベルに柔軟に対応できる提案がされているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分	
	4	専門知識、現況認識について	環境関連諸制度や脱炭素経営に関する近年の動向、社会情勢の認識が妥当であるか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分	
	5	業務遂行能力について	コミュニケーション能力、独創性、意欲などを備え、円滑な業務遂行が可能か	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	
	6	事業者参加手法、運営方法等について	手法、運営方法、啓発手法等、事業者へのアプローチ・フォローが的確であるか	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確	
	7	大府市の特性について	提案内容が市の産業構造や特性を踏まえたものとなっているか	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	
小計（70点満点）									
4 見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容に対して経済性の高い見積金額となっているか</li> <li>・ 価格点 = <math>5 \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})</math> により算出する。</li> <li>※小数点以下四捨五入（採点方法によらない。）</li> <li>※事前に事務局が採点を行う。</li> <li>※見積限度額を超えた提案は受け付けない。</li> </ul>								
	小計（5点満点）								
合計100点									